

3. 子どもの権利とアドボカシー

子どもの権利条約第 12 条に規定された意見表明権では以下のように規定されている。

- 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- このため、児童は特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続き規則に合致する方法により直接にまたは代理若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

このように、12 条第 1 項には、子ども自身が自己に関係するあらゆる問題を自身で考え、自分で決め、意見を表明する権利をもつ存在であると明記されている。第 2 項には、子どもに関する事柄を決める際には、子どもに「聴かれる権利」を子どもに保障すべきであると明記されている。このような子どもの意見表明は、子ども自身が権利の主体として、社会構成員として、様々な意思決定に参加し得ることを保障すべく、子ども自身の内なる子どもの力を引き出すエンパワメントが必要となる。

また、児童福祉法改正（2016 年）では第 1 条で子どもの権利、第 2 条で子どもの意見尊重・最善の利益の考慮などが明記された。

- すべて国民は児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

このような背景をベースに、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」がとりまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもアドボカシーの必要性が明記されている。



1. アドボカシーとは

子どものアドボカシーは、子どもの権利の遵守そのものである。その権利保障の実践は、子どもの意見が「正当に重視される」ことであるが、何をすれば満たされるのか。これらは条項のみで具体性が記されておらず、臨床現場ではこの概念の実践に苦慮し、そしてさらに、日々子どものことを大人が決めることに慣れた感覚では、制限的に扱いがちである。条約機関が採択する一般的意見第 12 号の中で、子どもの権利条約第 12 条の解釈と実践について次のように記されている。“意見表明自体は、年齢や能力によって絞るのではなく広く認められるべきこと、意見表明する対象も限定されていないこと。また、自由な意見表明のため、情報の提供や意見表明しやすい環境の必要性が指摘され、次いで、表明された意見に対して、子どもの年齢と成熟度を評価し、自身の意見をまとめる能力があるのであれば、単に聞き置くだけではなく、真剣に考慮することが求められている”と記されている。

2. アドボカシーの段階的プロセス

実践の段階的措置として、以下の 5 つがある。

- A：子どもへのわかりやすい説明、こころの準備
- B：聴くこと
- C：子どもの力の評価
- D：フィードバック
- E：救済措置等のプロセス

大まかに言えば、A 十分な情報提供のもと、B 励ましに富んだ環境（エンパワメント）で意見表明の機会を作り、C 意見があれば子どもの能力を評価した上で、それに応じて意見を真剣に検討し、D その結果を子どもにも伝えるという一連のプロセスを保障し、E さらにそのプロセスや出された結論など、それに関する苦情申立や救済の措置を備えるというプロセスすべてが重要である。

さらに、その実践が実効的なものとなる基本的要件として、以下の9つがある。

- a 透明かつ正確な情報が豊かである
- b 任意である
- c 尊重される
- d 子どもたちの生活に関連している
- e 子どもにやさしい
- f inclusive である
- g 訓練による支援がある
- h 安全であり、かつリスクに配慮している
- i 説明責任が果たされる

子どもの意思決定に選択肢があること、選択肢を与えられ、それぞれの選択に伴うメリット、デメリットを子どもとともに考え、子どもをエンパワメント（子どもの内なる力を引き出すこと）し、子ども自身が自分を守るための行動を選択できるように、支援者となる大人は、常に寄り添い、心を動かせ、子どもの最善の利益を追求する、このプロセスが子どものアドボカシーとなる。

3. トラウマ・インフォームド・アプローチとアドボケイト

とくに虐待などトラウマをもつ子どもにとっての独立アドボケイトの存在は必須であろう。しかしながら、トラウマをもつ子どものアドボケイトは、子どものトラウマ症状の知識と理解を必要とする（トラウマインフォームドアプローチ）。基本的なトラウマインフォームドアプローチにおける重要事項を以下に示す。

- 安全と安心の保障
- 信頼性と透明性→ 的確で透明性のある情報提示、選択肢の存在
- ピアサポート→ 安全と希望の確立、信頼の構築、協働の強化、回復と癒しを促進するために、似た体験をもつ仲間の物語や実体験を活用することが可能
- 協働と相互性→ 意思決定を有意義に共有する関係性の中で、癒しが生じることが実証される
- エンパワメント、セルフアドボカシー
- 文化、歴史、ジェンダーの問題

子どものアドボカシーのプロセスは子どものトラウマケアにもつながることが証明されている。

4. 子どものアドボカシーを実践するために

大人が勝手に決めた枠ぐみではなく、十分な説明と子どもなりの理解のもと、子ども自身の意見表明がその年齢に応じて担保され、最終決定のそのプロセスに子どもは異議を申し立てができるという社会の実現が根本的に必要である。子どもは、弱い存在だろうか。権利の主体である子どもの意見を聴かずに、一方的な価値観で社会が守らなければならない存在であるか。小児科医として、それぞれ個人のもつ“子ども観”の変革が子どもアドボカシーの実践に必要となるかもしれない。子どもは日々発達し、日々成長を遂げている。子どもが

子ども自身を育てる環境が整っていれば、子どもが子ども自身を育てる力を発揮する。育てる環境を整えることは大人の義務で、当たり前大人の責任であろう。子どもの自立を阻む要因の多くは、その子の育つ環境にある。子どもは各ライフステージに沿って、その時点において獲得すべき発達を習得していく。この子どもの自律性発達の観点からは、“子どもが未熟である”、という表現は、完全なる大人の“ものさし”であり、子どもの力を公平に判断していないことになる。

これからの日本社会で実現すべきことの一つに、“子どもアドボカシーの文化”が必要であろう。子ども自身が、子どもが“自分の人生の外側にいる”のではなく“自分自身が人生の中心である”と当然のように思える社会の実現のために、大人がもつべき子どもアドボカシーの視点を挙げる。

- 子どもの声は簡単に大人主義によってかき消されてしまうことを意識すること
- 子どもがあきらめずに話し続けること、彼らの声が聴いてもらえるよう、保障すること
- 語ることが難しい場合、援助を提供し言葉を持たない場合は彼らのために語ること
- 些細なことだと決めつけ大人の方がわかっているとぞんざいに扱うことは子どもの権利侵害であること
- 子どもは周囲からあやつり人形のように扱われるうちに何を言っても無駄、という気持ちで心に蓋をしてしまうこと

5. おわりに

アドボケイトは、日本小児科学会が定めた「小児科専門医の役割」の6項目の一つとして位置付けられている。子どもの権利条約の成約に携わったとされるポーランドの小児科、ヤヌスコルチャックは、以下の言葉で、子どもアドボケイトを語っている。

- 子どもと一緒に感じて感じる
- 悲しんだんり、愛したり、怒ったり、うらめしく思ったり、恥ずかしくなったり、心配したり、信じたりすること
- 子どもには、言葉や言い回しを選ばず、誠意をもって聴く、話す
- 子どもは必ずその姿勢にこたえる
- 子どもは誰かのものではない
- "子どもに"ではなく、"子どもと"

児童福祉の領域はもちろん、小児医療、子どもに関わる全ての人は、子どものアドボカシーを実践する一人として、常に心に留めて日々の臨床・支援に携わる姿勢が必要である。